

住宅用火災警報器の設置が義務づけられています!

■なぜ住宅に火災警報器が必要なの?

- ・住宅火災で亡くなった方の約6割が逃げ遅れによるもの!
逃げ遅れによる被害を減少させるため消防法が改正され、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。

■いつまでに設置しなければならないの?

- ・新築住宅は平成18年6月1日から義務化済みです。
- ・既設住宅は平成23年5月31日までに設置しなければなりません。

■設置の効果は?

- ・住宅用火災警報器を設置することで、火災をいち早く察知することができます。
- ・佐渡市内での事例



【事例1】ガスコンロに天ぷら鍋をかけている最中、来客があり、話込んでいたら「火事です」という警報音に気付いた。鍋から炎が上がっていたが毛布を被せ、水道水で消した。

【事例2】1階の風呂場付近から火災が発生し、1階の寝室で就寝中に警報音に気づき消火器と水をかけて消火した。

■どこで買えるの? 値段はどれくらいするの?

- ・ホームセンターや、電器店等で購入できます。

【単独型】火災を感知した警報器だけが警報を発するタイプ。3000円から5000円前後で購入できます。

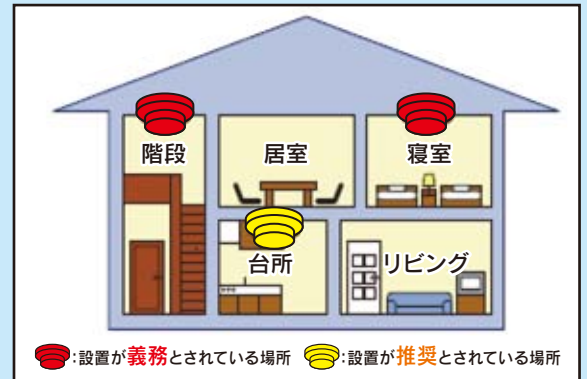


【連動型】連動している全ての警報器が一斉に警報を発するタイプ。価格は1個あたり8000円前後から1万円前後です。



■どこに設置すればいいの? 取り付けは難しいの?

- ・設置場所は
 - ①全ての寝室
 - ②寝室のある階の階段
 (2階建ての場合は1階の階段を除きます。3階建て以上の場合はお問い合わせください)
- ・火を扱う台所や居室にも取り付けをお勧めします。
- ・取り付けの位置は、「天井」または「壁の上部」。
- ・取り付けはドライバー1本でできます。



●:設置が義務とされている場所 ●:設置が推奨とされている場所
詳しい取り付け位置は、取扱説明書などを参考にしてください。

お問い合わせ 佐渡市消防本部予防課 ☎51-0123

CNSテレビ(佐渡市ケーブルテレビ)《アナログ小木・羽茂・赤泊9ch、その他の地区12ch、デジタル112ch》で、生まれたばかりの元気な赤ちゃんを紹介します!

新番組「さどちゃん」内で放送! 「こんにちは赤ちゃん」 毎週月曜 夕方5時~放送!
(再放送:月曜日の19:30、21:00、22:00、23:00、翌朝6:30~)

佐渡総合病院で生まれた、明るく元気な赤ちゃんの様子を紹介します!

笑ってるかな?えっ、泣いてるかも...などなど、かわいらしい姿を、ぜひご覧くださいね☆

※お子さまの生まれた、翌週月曜日が放送日です。都合により放送日が遅れることもありますのでご了承ください。

☎市役所地域振興課情報センター室 CNSテレビ(真野行政サービスセンター内) ☎51-2030



佐渡市メール配信サービス実施中

※配信情報※

- 火災(建物のみ)
- 防災・防犯
- 通行止め
- 観光イベント情報



アドレス sado@psmail.jpに空メールを送ると、仮受付メールが返信されますので、案内にしたがって本登録してください。

お問い合わせ 市役所地域振興課(情報政策係) ☎63-5139

毎月第1・3金曜 午後5時から さどちゃん内で 放送中!

「助けてドクター!」

育児に関するお悩みを解決します!お気軽に投稿くださいね☆

投稿方法 メール、FAX、ハガキに、お名前と相談内容を書いてお送りください。(お名前はペンネームでもかまいません)

※メール help@city.sado.niigata.jp ※FAX 51-2040

※ハガキ 〒952-0318 佐渡市真野新町489番地

CNSテレビ「助けてドクター!」係 まで

お問い合わせ CNSテレビ ☎51-2030



市の魚
ブリ



市の鳥
トキ



市の木
アテビ



市の花
カンゾウ

市の面積 855.30km² (平成21年10月1日) 市の海岸線279.6km (平成20年3月31日)

発行・編集 佐渡市役所 総務課広報広聴係 佐渡市千種232番地
TEL0259 (63) 3111・FAX0259 (63) 3300

発行日 平成22年9月10日
ホームページアドレス <http://www.city.sado.niigata.jp>